

## 遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額について

## 論点案

【論点】石綿関連疾患をはじめとする遅発性疾病のように、実際に有害業務に従事した時点と、それを原因とする疾病の発症時点の時間的乖離が大きい場合の給付基礎日額をどのように考えるか。（疾病発症の原因となる有害業務に従事していた事業場を退職後に、遅発性疾病を発症した者の給付）

- ✓ 有害業務に従事した事業場を退職後、別の事業場で就業中に発症した場合
- ✓ 有害業務に従事した事業場を退職後、就業していない時に発症した場合      等

# 労災保険給付の給付基礎日額について

## 労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）（抄）

第八条 給付基礎日額は、労働基準法第十二条の平均賃金に相当する額とする。この場合において、同条第一項の平均賃金を算定すべき事由の発生した日は、前条第一項第一号から第三号までに規定する負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて同項第一号から第三号までに規定する疾病の発生が確定した日（以下「算定事由発生日」という。）とする。

- ② 労働基準法第十二条の平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でない認められるときは、前項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところによつて政府が算定する額を給付基礎日額とする。
- ③ (略)

- 保険給付のうち、休業（補償）等給付、障害（補償）等給付、傷病（補償）等年金、遺族（補償）等給付、葬祭料等（葬祭給付）は、給付額の算定の基礎として給付基礎日額を用いるが、給付基礎日額は原則として労基法第12条の平均賃金（※）に相当する額とされている（労災保険法第8条第1項）。
- ※ 平均賃金は、原則として、算定事由発生日以前3か月における賃金の総額をその期間の総日数で除して算定する。

- **平均賃金を給付基礎日額とすることが適当でない認められる以下の場合**は、**上記の平均賃金とは異なる方法で算定**することとしている（労災保険法第8条第2項・労災則第9条第1項）。

① **平均賃金の算定期間中に業務外の傷病の療養のため休業した期間がある場合**（労災則第9条第1項第1号）

- 平均賃金に相当する額が、その休業した期間及びその期間中に受けた賃金の額を平均賃金の算定基礎期間及びその期間中の賃金の額から控除して算定した平均賃金に相当する額に満たない場合には、後者の額（業務外の事由による休業期間及びその期間中に受けた賃金を控除して算定した平均賃金に相当する額）を給付基礎日額とする。

② **じん肺患者が同一の事業場内で粉じん作業以外の業務に作業転換した場合**（労災則第9条第1項第2号）

- 平均賃金に相当する額が、じん肺にかかったため粉じん作業以外の作業に常時従事することとなった日を平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなして算定することとした場合における平均賃金に相当する額に満たない場合には、その算定することとした場合における平均賃金に相当する額とする。

③ **1年を通じて船員として船舶所有者に使用される者の賃金について、基本となる固定給のほか、変動がある賃金が定められる場合**（労災則第9条第1項第3号）

- 固定給が、乗船することにより増加する又は下船することにより減する等の変動する場合には、労基法第12条第1項から第6項までの規定に定める方式により、平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前1年間について算定することとした場合における平均賃金に相当する額を給付基礎日額とする。

④ **①～③のほか、平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でない認められる場合**（労災則第9条第1項第4号）

- ④については、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定
- 振動障害にかかったことにより保険給付を受けることとなった労働者の平均賃金に相当する額が、振動業務以外の業務に常時従事することとなった日を平均賃金を算定すべき事由の発生した日とみなして算定することとした場合における平均賃金に相当する額に満たない場合には、上記②の場合に準じて処理する。（昭和57・4・1基発第219号）
  - 労働者が疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職している場合には、「疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場」を離職した日以前の3か月間の賃金を基礎に算定する。（昭和50年9月23日付け基発第556号） 等

⑤ **平均賃金に相当する額又は①～④によって算定された平均賃金相当額が自動変更対象額に満たない場合**（労災則第9条第1項第5号）

- 自動変更対象額（令和6年8月1日現在：4,090円）を給付基礎日額とする（労災則第9条第1項第5項イ～二の場合を除く。）。

# 遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額の在り方①

## 現状

- 給付基礎日額（平均賃金）は、原則として、算定すべき事由の発生した日（疾病による休業であれば診断確定日）以前の3か月間に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除した金額と定めているところ、**労働者が疾病の発生のおそれのある作業に従事した事業場を離職している場合には、「疾病の発生のおそれのある作業に従事した最後の事業場」を離職した日以前の3か月間の賃金（※）を基礎に算定する。**（昭和50年9月23日付け基発第556号）

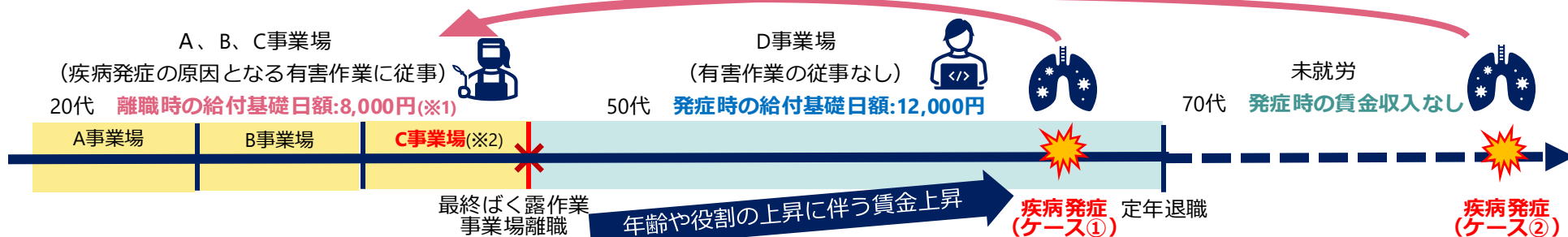
※ ただし、離職した日以前3か月の賃金総額が不明の場合は、診断により疾病発生が確定した日における最終事業場又は同種・同規模等の事業場における同種労働者の賃金や統計調査における同職種の労働者の賃金等を考慮して得た額を基礎に推算する。（昭和51年2月14日付け基発第193号）

## 課題

- 業務上疾病のうち、石綿関連疾患等の遅発性疾病については、石綿ばく露作業などの有害業務（疾病の発生のおそれのある作業）に従事した時から疾病の発症までの期間が長い。（通常30～40年）
- このため、既に原因時の事業場を離職している労働者については、**当該原因時の事業場（下記C事業場）の離職当時の平均賃金（※1）をもとに算定されるため、保険給付の額が発症時の賃金（D事業場の賃金）に比べて相当程度低くなる可能性がある。**【ケース①】
- また、**労働者が定年退職後等で就労しておらず、賃金収入がないときに発症した場合においても、当該原因時の事業場（下記C事業場）の離職当時の平均賃金（※1）をもとに算定される。**【ケース②】

➡ 労災保険制度の趣旨に照らしてどのように考えるべきか。

疾病のおそれのある作業に従事したのはA,B,C事業場であるため、当該作業に最後に従事した**C事業場を離職した日以前の3か月間に支払われた賃金により算定した額に所定の変動率を乗じた額（※1）が給付基礎日額（8,000円）**となる。



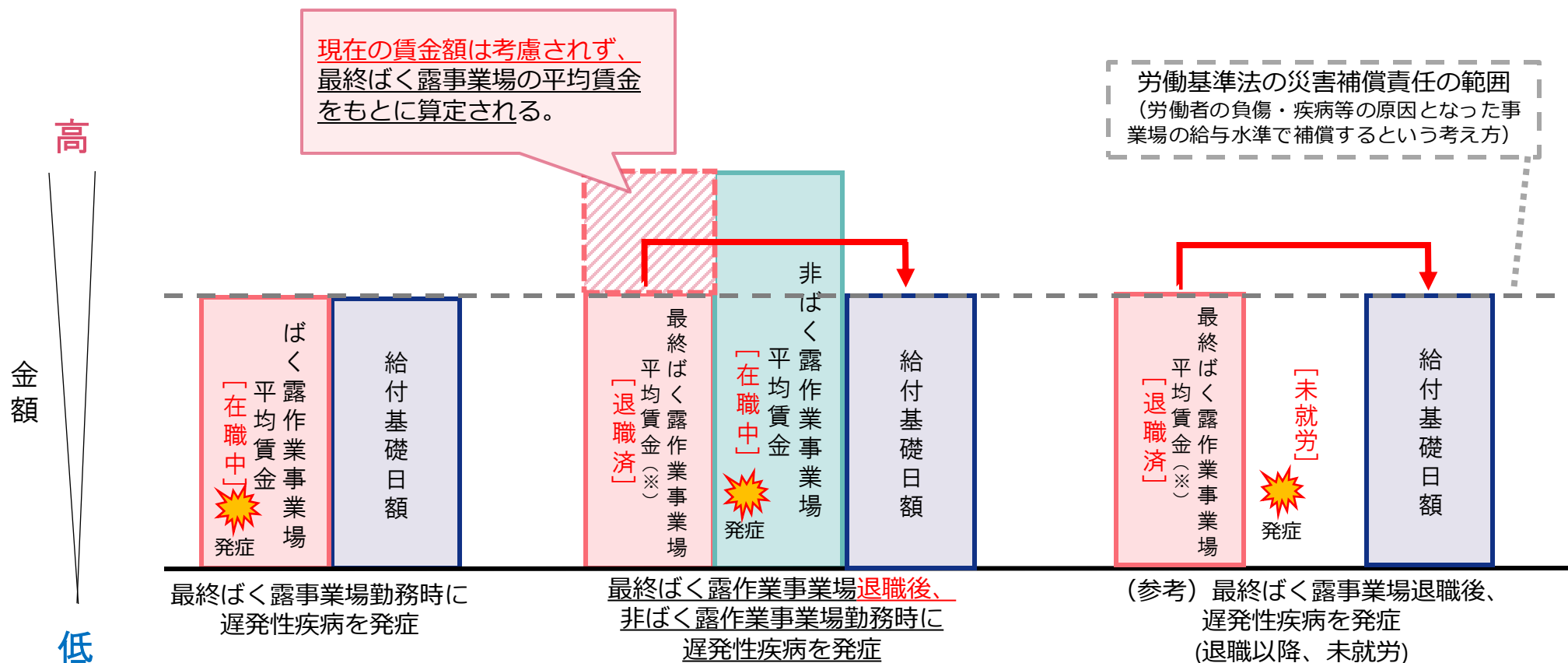
※1：離職日以前3か月間から算定事由発生日（発症日）までの給与水準の上昇を考慮するために、離職日以前3か月間に支払われた賃金により算定した金額に、同一事業場の労働者の賃金額又は毎月勤労統計調査の結果を用いて算出した変動率を乗じる。（昭和50年9月23日付け基発第556号）

※2：図のような事例においては、原則、C事業場のメリット収支率に反映されることになる（ただし、一定の場合（業種、従事期間等の要件を満たす場合）には反映されない。）。

# 遅発性疾病に係る労災保険給付の給付基礎日額の在り方②

## 【課題・問題意識】

遅発性疾病にかかる業務災害が発生した際、すでに原因時の事業場を離職している労働者については、当該原因時の企業の離職当時の賃金を基に算定されるため、**労災保険給付の額が、発症時の賃金に比べて相当程度低くなる可能性**がある



※ 離職日以前3か月間から算定事由発生日(発症日)までの給与水準の上昇を考慮するために、離職日以前3か月間に支払われた賃金により算定した金額に、同一事業場の労働者の賃金額又は毎月勤労統計調査の結果を用いて算出した変動率を乗じる。(昭和50年9月23日付け基発第556号)

# 石綿関連疾患に係る労災保険支給決定者の分布（令和3～4年度）

○令和3～4年度に石綿関係疾患により労災保険支給決定を行った 支給決定者情報を基に、「最終ばく露時年齢－発症時年齢」に対応する件数(人数)を集計したもの。

- 10代～30代に曝露し、一般的に給与が高いとされる50代で発症する者も一定数存在している。
- 65歳以降に発症する者が相当数存在。

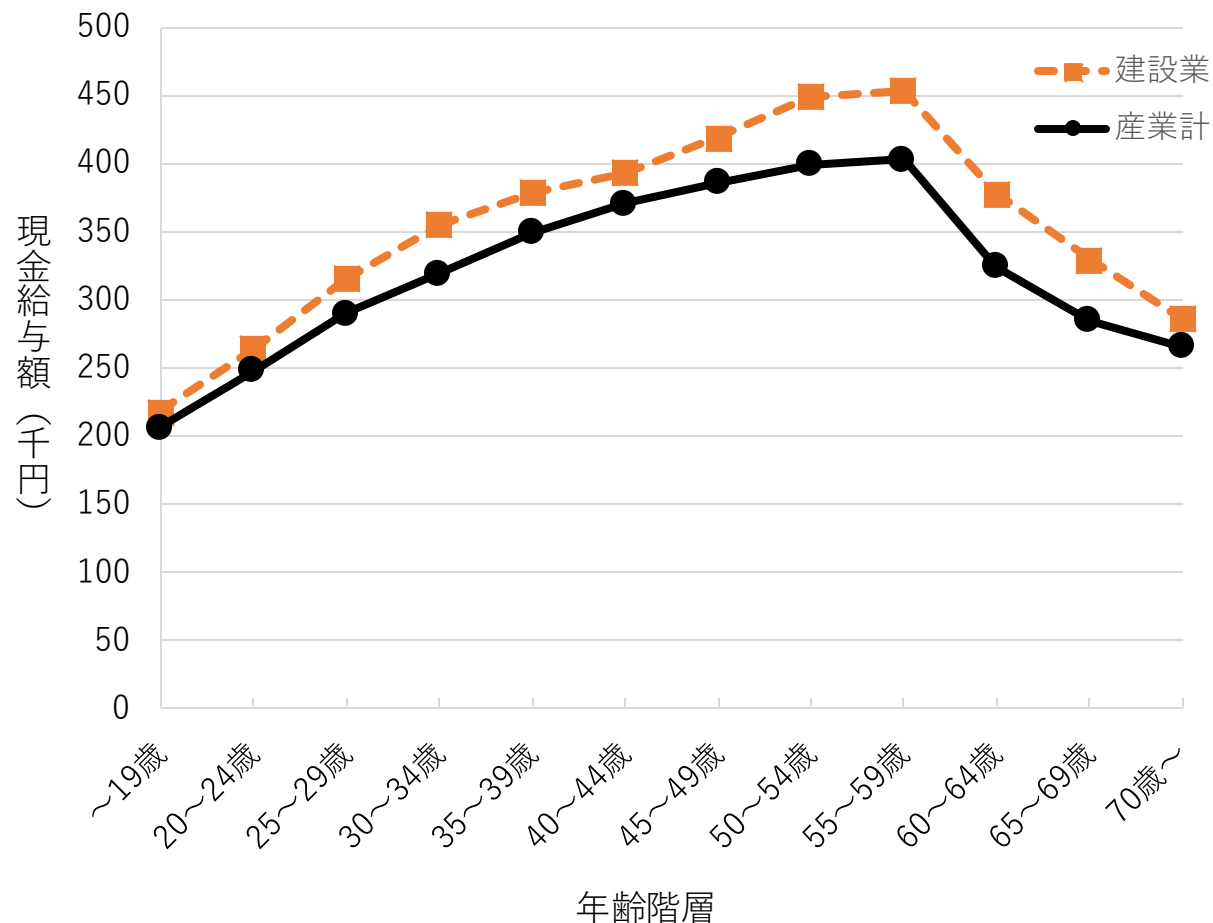
発症時年齢	最終ばく露時年齢														総計
	-19	20-24	25-29	30-34	35-39	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65-69	70-74	75-79	80-	
35-39					1										1
40-44		1													1
45-49	1	1	4		1	1	1								9
50-54	2	3	4	7	3	5	3	6							33
55-59	1	5	7	8	10	6	9	2	13						61
60-64	6	14	11	17	9	20	20	10	4	27					138
65-69	4	34	41	43	29	29	31	38	20	15	37				321
70-74	8	45	53	60	60	55	47	53	74	66	30	60			611
75-79	5	26	26	43	51	43	48	47	66	84	39	23	23		524
80-84		17	13	24	29	32	43	32	36	67	27	12	10	4	346
85-89		1	8	7	9	11	19	18	10	28	7	12	2	1	133
90-94		2		1	3	2	1	4	9	7	4	1			34
95-100						1		1	1		1				4
総計	27	149	167	210	205	205	222	211	233	294	145	108	35	5	2,216

※ 最終ばく露時年齢は、石綿ばく露作業終了時の年齢であり、最終石綿ばく露事業場離職時の年齢、同一事業場内での作業転換時の年齢を含むほか、石綿ばく露作業従事中に発症した場合は発症時年齢を最終ばく露時年齢としている。

## 【参考】年齢階層別の給与水準

- 産業計及び石綿による健康被害が多い建設業の年齢階層別の給与額の傾向。
- 給与額のピークの年齢階層は55～59歳。  
 産業計：402.8千円  
 建設業：453.8千円
- 産業計、建設業は同様の賃金水準カーブを描く。

### 年齢階層別きまって支給する現金給与額



年齢階層	現金給与額	
	建設業	産業計
～19歳	217.5千円	206.0千円
20～24歳	264.0千円	247.7千円
25～29歳	315.2千円	289.8千円
30～34歳	355.2千円	319.4千円
35～39歳	378.4千円	349.3千円
40～44歳	393.6千円	370.4千円
45～49歳	418.9千円	385.7千円
50～54歳	449.1千円	399.2千円
55～59歳	453.8千円	402.8千円
60～64歳	378.1千円	324.4千円
65～69歳	329.6千円	284.6千円
70歳～	286.2千円	265.9千円